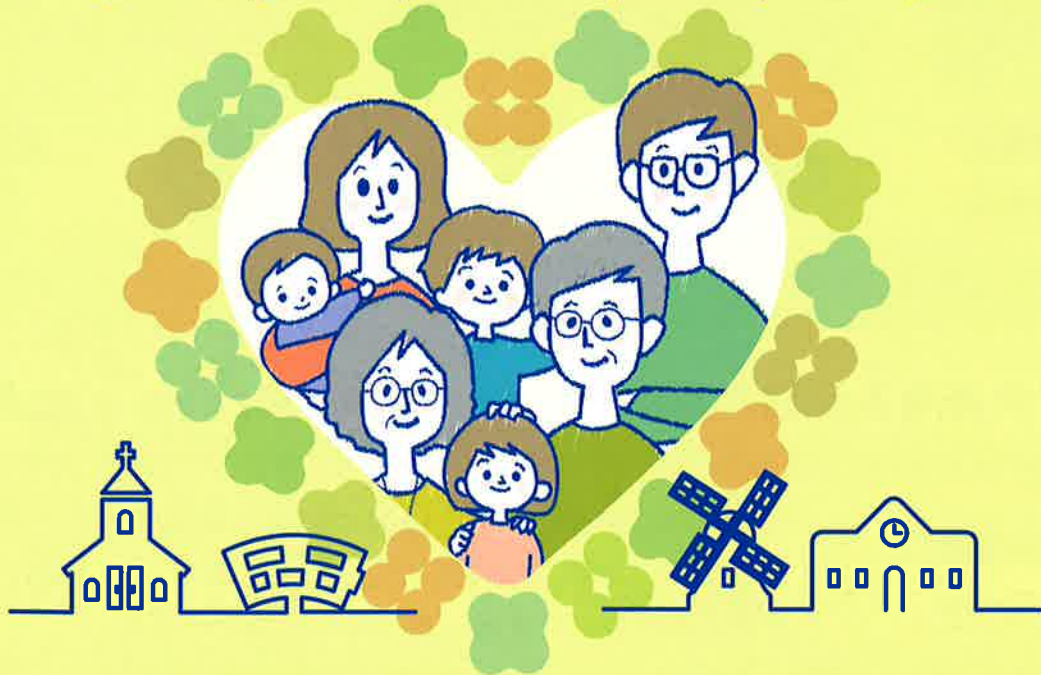




しょうがい ひと ひと とも い
 障害のある人もない人も共に生きる

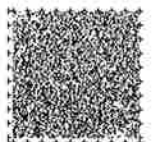
へい わ なが さき けん しょう れい
 平和な長崎県づくり条例



この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め
 障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、
 あらゆる社会活動に参加することができる
 共生社会の実現を目指して制定されました。
 障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、
 共に生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。

しょうがい
 「障害の
 ある人」
 とは？

この条例では身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因
 とする障害など心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁
 によって、継続的又は断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を
 受ける状態にある人を「障害のある人」と規定しています。



本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。
 スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。

Uni-Voice

障害のある人に対する「差別」を禁止しています！

この条例では、何人も障害のある人に対して差別をしてはならないと規定しており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人に対して「障害のある人に対する差別の禁止」を求めています。また、条例では日常生活や社会生活での10の個別分野における差別行為の禁止を特に定めています。

福祉サービスの提供

医療の提供

商品及びサービスの提供

労働及び雇用

教育

建築物の利用

交通機関の利用

不動産取引

情報の提供等

意思表示の受領

障害のある人に対する差別とは…



「不均等待遇」を行うこと

特別な事情がないのに障害や障害に関連することを理由として、区別、排除、制限をしたり、条件を課すなど、障害のない人と異なる取扱いをすることが差別に当たります。

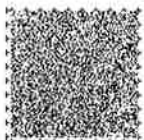
「合理的配慮」を怠ること

障害のある人が障害のない人と同等に権利を行使したり、障害のない人と同等の機会や待遇を受けるために必要な現状の変更や調整（過度な負担が生じない範囲のもの）を行うことを「合理的配慮」といい、障害のある人の求めがあった場合に、特別な事情がないのにこれを怠ると差別に当たります。

質問 その1

障害を理由として不均等待遇をしたり合理的配慮をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別にあたると思われる行為であったとしても、「客観的に正當かつやむをえないと認められる特別な事情」がある場合は差別には当たりません。また、「合理的配慮」については、障害のある人等から求めがあっても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担となり応じることができない場合は、差別には当たりません。



不均等待遇の例

特別な事情がない場合は、次のような行為を行うと不均等待遇に当たり差別となります。

● 福祉施設や医療機関で・・・

障害を理由として福祉サービスや医療の提供を拒んだり、制限したり、条件をつける。

● お店で・・・

車いすの利用や補助犬の同伴を理由に入店を断る。

● アパートの契約で・・・

障害を理由として部屋を貸さない。



合理的配慮の例

障害のある人の求めがあった場合は、過度な負担にならない範囲で次のような障害の特性に応じた配慮を行うことが必要です。

● 視覚障害のある人に対して

会議などで点字、拡大文字、テキストデータの資料を準備する。

● 肢体不自由のある人に対して

車いすや杖などを利用する障害のある人が、段差のある箇所を通行する際に補助する。

● 内部障害のある人に対して

多くの人々が利用する建物の改修や新築を行う際、トイレをバリアフリー化したり、オストメイト対応にする。

● 精神障害のある人に対して

雇用の際に、障害の状況に応じた仕事のローテーションをくんだり、カウンセリングや通院のための休暇を認める。

● 聴覚障害のある人に対して

説明会などの際に手話通訳者や要約筆記者を配置する。

● 知的障害のある人に対して

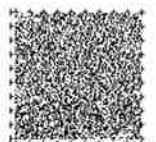
サービス内容や利用申込みに必要な書類をゆっくりわかりやすく、丁寧に説明したり、写真やふりがなを入れた資料を使用して、理解しやすいように説明する。

● 発達障害のある人に対して

抽象的な表現を避け、絵や写真を活用するなど具体的に説明する。待ってもらう必要がある場合や時間に余裕のないときなどは、概ねの待ち時間や対応できる時間などをあらかじめ伝えておく。

● 難病を原因とする障害のある人に対して

「障害のある人」の中には、難病を原因とする障害を持つ人も含まれます。難病に罹患した人は障害があることが見た目にはわかりづらいですが、体調の変動が激しく、座ったり、横になることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすい、定期的な通院が必要であるといった疾患管理上の条件などから、様々な生活のしづらさをかかえています。これらの人から求めがあった場合にも、その人の障害の特性に応じて対応してほしい内容を確認のうえ、配慮が必要になります。



障害のある人に対する差別に関するご相談窓口

ながさきけんふくし ほけんぶしょうがいふくしか こういきせんもんそうだんいん そうだん
長崎県福祉保健部障害福祉課の広域専門相談員へご相談ください。

でん わ
電 話

095-895-2450

げつよう きんよう こぜん じ こ こ じ しゅくじつ ねんまつねんし やす
月曜～金曜の午前9時から午後5時(祝日と年末年始は休み)

ふ あっくす
FAX

095-823-5082

めーる
Mail

s04100@pref.nagasaki.lg.jp

じゅう しょ
住 所

ながさき し おのうえまち
〒850-8570 長崎市尾上町3-1



へいわ ながさきけん じょうれい けん さく
平和な長崎県づくり条例 検索 🔍

けんないかくち はいち ちいきそうだんいん と あ
※県内各地に配置されている「地域相談員」については、お問い合わせ
いただくか「平和な長崎県づくり条例」で検索してください。

質問 その2

だれ そうだん
誰でも相談できますか？

しょうがい ひと かぞく し えんたんどうしや がっこう しょくば ひと ゆうじん そうだん
障害のある人をはじめ、家族、支援担当者、学校・職場の人、友人などどなたでも相談すること
ができます。

さ べつ かんが じ あん みずか こう い さ べつ あ じょうれい ちと
差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別に当たるのかなど、この条例に基づく
地域相談員や広域専門相談員が相談に応じます。ひとりで悩まず、安心してご相談ください。

しょうがい り ゆう さ べつ ば あい ばつそく
障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

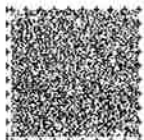
じょうれい さ べつ こう い たい ばつそく さ べつ かん
この条例には、差別行為に対する罰則はありません。なぜなら、差別に関するトラブルが
発生した場合は、障害のある人とない人との間で話し合いにより円満な解決を図ってもらう
ことを基本にしているからです。それをサポートするために相談体制が整備されています。

とう じしゅ かん かいけつ こんなん ば あい しょうがい ひと そうだん かん
また、当事者間での解決が困難な場合は「障害のある人の相談に関する調整委員会」が、
公正中立な立場から当事者に対して助言やあっせんを行うこととしています。

へい せい ねん がつ しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)がスタートしました。

じょうれい しょうがい り ゆう さ べつ きんし
条例と同じように、障害を理由とした差別が禁止されています。

	やく しょ など ぎょうせい き かん 役所など行政機関	かい しょ みせ など びん かん じぎょうしや 会社・お店など民間事業者
ふ とう な さ べつ てき 不当な差別的 取り扱い	しては いけない × 禁止	しては いけない × 禁止
こうりてき はいりよ 合理的配慮	しなければ ならない 法的義務	おこ 行うよう努める ※県条例に おいては 義務 努力義務



Uni-Voice